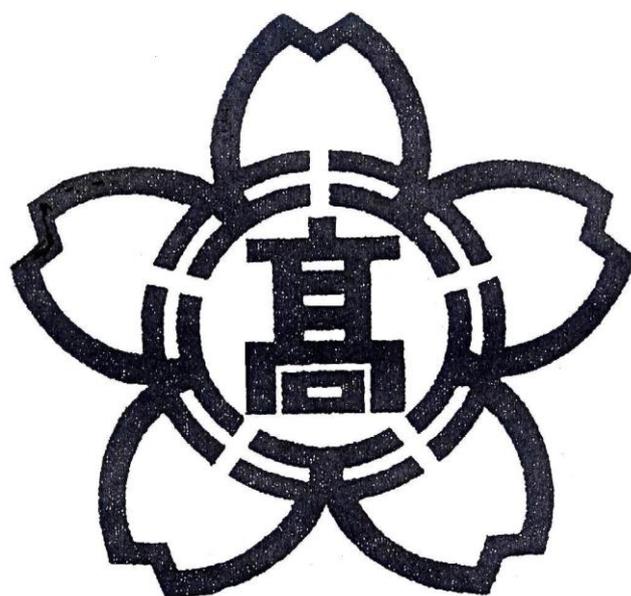


学校いじめ防止基本方針



熊本県立天草高等学校

定時制

平成28年3月（改訂）

目 次

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
2	いじめの定義	2
3	学校におけるいじめ防止等の指導體制・組織的対応等	2
	(1) 組織図	3
	(2) 役割	3
	ア いじめ防止対策委員会	3
	イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）	4
	ウ いじめ問題対策部会	4
4	年間計画	5
	(1) いじめの未然防止の取組の概要	5
	(2) いじめの早期発見の取組の概要	6
5	いじめに対する措置（いじめ問題対策マニュアル）	7
	(1) 発見されたいじめ事案への対応	7
	(2) いじめ問題対策マニュアルの概要	7
	ア いじめが疑われる場合	7
	イ いじめ状況の場合	8
	ウ いじめ状況への組織的対応	9
	(ア) いじめ防止対策委員会	9
	(イ) いじめ防止対策拡大委員会	9
	(ウ) いじめ問題対策部会	9
	(エ) いじめられている（被害）生徒への対応	10
	(オ) いじめられている（被害）生徒保護者への対応	10
	(カ) いじめている（加害）生徒への対応	10
	(キ) いじめている（加害）生徒保護者への対応	10
	(ク) 周囲の生徒集団（観衆、傍聴者、全校生徒）への対応	11
	(ケ) ネット上のいじめへの対応	11
6	重大事態への対処	12

(1) 重大事態の意味	1 2
(2) 重大事態が発生した場合	1 2
(3) 調査を行うための組織（対応組織）の取組	1 2
(4) 事実関係を明確にするための調査	1 3
(5) その他留意事項	1 4
7 重大事態の緊急対応【初動対応】	1 5
(1) 初動対応の体制整備	1 5
(2) 遺族への関わり	1 6
(3) 情報収集・発信	1 8
(4) 保護者への説明	2 0
(5) 心のケア	2 1
(6) 事案発生後の休業日の対応	2 2
8 背景調査の実施【中期対応】	2 4
(1) 初動対応	2 4
(2) 基本調査の実施	2 4
(3) 詳細調査への移行の判断	2 6
(4) 詳細調査の実施	2 7
(5) 詳細調査結果のまとめ	2 9
(6) 調査結果についての遺族および県への報告・公表	3 0
9 基本方針の見直しの検討	3 1
(1) 基本方針の決定	3 1
(2) 基本方針策定状況の確認と公表	3 1
別紙 1 年間計画：取組・検証・評価・会議・研修等	3 2
別紙 2 熊本県立天草高等学校におけるいじめ問題への対応マニュアルフロー	3 3
別紙 3 熊本県立天草高等学校における重大事態に関する対応フロー	3 4
付録 熊本県高等学校「いじめを許さない」宣言文	3 5

熊本県立天草高等学校いじめ防止基本方針

平成28年3月日

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

本校は、三綱領（正大・剛健・寛厚）及び教育スローガン「求学志成」のもと、個性豊かな人材の育成と規律ある活気溢れる学校づくりを目指している。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくりあげていくかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である、という認識のもと、いじめから子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」との意識を、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、日々のさまざまな活動に一意に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「天草高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの未然防止のために重視する観点

ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する等生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ ストレスに適切に対処できる力を育むことで、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

エ 地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(3) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように努める。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守るように努める。

(4) いじめへの対処

人命尊重を第一義とし、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域その他の関係者と連携して、いじめの問題を克服する。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、生徒たちの健やかな成長を促すため、学校評議員会等がいじめの問題について協議するなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号）

具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生する。こうしたいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校におけるいじめ防止等の指導體制・組織的対応等

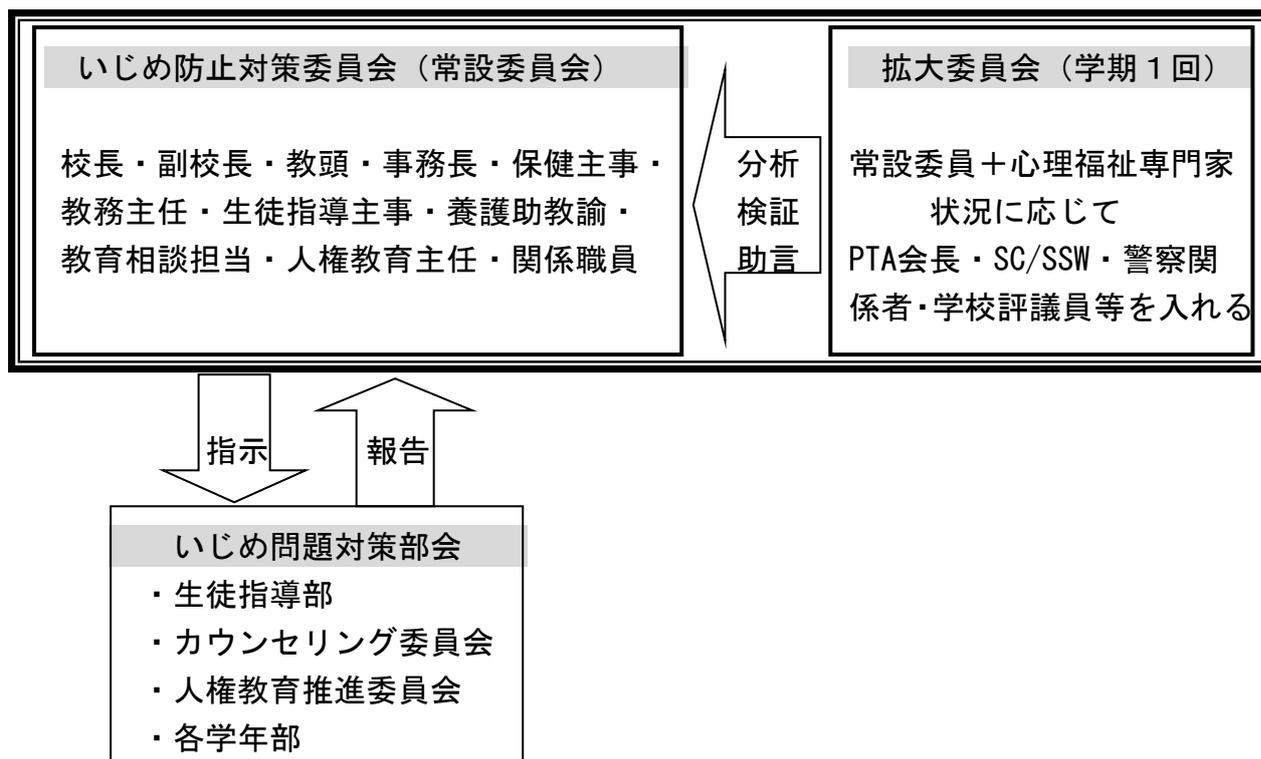
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ防止対策委員会」及び「いじめ防止対策拡大委員会」（以下「拡大委員会」とする。）を校内に置く。「いじめ防止対策委員会」には、下部組織として「いじめ問題対策部会」を置く。

「いじめ防止対策委員会」は校内職員で構成し、常設の委員会とする。

「拡大委員会」は校外から委嘱した委員を含んで構成される組織で、学期1回の開催を原則とする。学校長は、必要がある場合は臨時に招集することができる。

（次ページ「組織図」参照）

(1) 組織図



(2) 役割

ア いじめ防止対策委員会

(ア) いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動（年間基本計画）の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認（定期的分析・検証）
- ③ 各部署における取組後の検証（課題と成果の分析・検証・計画の修正）
- ④ いじめ未然防止に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

(イ) いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動（年間基本計画）の立案・検証
- ② 各部署における取組の進捗状況の確認（定期的分析・検証）
- ③ 各部署における取組後の検証（課題と成果の分析・検証・計画の修正）
- ④ いじめの早期発見に関する生徒、保護者及び地域への情報発信

(ウ) いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する情報（いじめ問題対策部会からの報告）等について、内容の分析・調査・記録
- ② いじめ事例に関する情報等について対応レベルの判断（いじめ重大事態の判断）
- ③ いじめ事例に対する指導対応策の検討・対応指示
- ④ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討・対応指示

イ いじめ防止対策委員会（拡大委員会）

（ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめの未然防止活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの未然防止活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめ防止に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

（イ）いじめ早期発見活動

- ① いじめの早期発見活動（年間基本計画）の検証
- ② いじめの早期発見活動（年間基本計画）の進捗状況確認・助言（年3回の検証）
- ③ 取組後の年間検証（課題と成果の検証・計画の修正）
- ④ いじめの早期発見に関する教職員の意識啓発と情報発信の検証

（ウ）いじめに対する措置・対応

- ① いじめ事例に関する内容分析・助言
- ② いじめ事例に関する情報等についての対応レベルの判断及び対応の検証
- ③ いじめ事例分析に基づくいじめの未然防止策の提言
- ④ いじめ事例の内容に応じた対応策の助言
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の分析・検証・助言

ウ いじめ問題対策部会

（ア）いじめ未然防止活動

- ① いじめに関する生徒の意識調査（チェックリスト）の作成・実施・分析・検討
- ② いじめの未然防止に関する教職員の意識啓発推進
- ③ 保護者及び警察・医療機関等関係専門機関との連携
- ④ いじめに負けない集団づくり（いじめ心やいじめへの不安感の克服）

（イ）いじめの早期発見

- ① いじめの相談窓口の設置・対応
 - ・受付時間 13時00分～21時30分まで（平日）
 - ・電話番号 0969-23-5533（担当教諭：山方政人）
- ② いじめ（疑い）の事例に関する各部署からの情報等の収集・記録
- ③ いじめ（疑い）に関する情報等について、内部調査・記録
- ④ いじめ（疑い）の事例に対する指導対応策の検討・対応
（場合によっては、「いじめ問題対策委員会」に緊急報告・相談）
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の企画・検討・対応

4 年間計画

別紙1に定める。

本校では、生徒一人一人の個性の伸長を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた人間育成を目指し、各教育活動を行う。職員一人一人が「学校教育は授業が命である」という意識を持ち、人権教育を基盤に据えた授業に真剣に取り組むことにより、生徒との信頼関係を構築して「人間教育」を目指す。また、挨拶・掃除・礼節を職員自らが範を示し、生徒の生活基盤を確立させる。職員は、時機を逃さず、生徒一人一人に「その時、その場での声かけ」を実践し、生徒の魂を揺さぶる指導を全職員で日々実践することで、心豊かな生徒を育成する学校を目指す。

(1) いじめの未然防止の取組の概要

ア 規律正しい生活態度の育成

(ア) あいさつ運動・登校指導

(イ) 整容指導

(ウ) 清掃活動

イ 主体性を重視した授業づくり・集団づくりの推進

(ア) 分かる魅力ある授業づくり

(イ) ワークショップ、アクティブラーニング等能動的な参加型学習づくり

(ウ) 公開授業・研究授業

(エ) 授業評価による授業改善

(オ) ソーシャルスキルトレーニング（SST）の導入についての研究

ウ 人権教育の取組の推進

(ア) 生徒理解研修

(イ) 人権教育研修（「心のきずなを深めるシンポ」等への参加）

(ウ) 情報モラル教育（生徒・保護者・学校による三者間ルール作り）

エ 道德教育の推進

(ア) 命を大切にできる心を育てる視点での全教科全領域教育

(イ) 郷土や伝統文化を大切にできる心づくり

(ウ) 心のきずなを深める月間活動

オ 生徒のコミュニケーション能力の育成

(ア) 二者面談の推進（すき間時間活用の面談推進）

(イ) 生徒のストレス調査（心理検査）導入についての研究

カ 体験活動の推進

(ア) 学校間ボランティア活動の推進

(イ) 対人スキルアップのための地域ボランティア活動の推進

キ 自己肯定感（他者から認められる経験）蓄積プログラムの研究・推進

(ア) 毎日の始礼時や毎月開催する生徒連絡会での生徒の情報交換

(イ) 自分を語る授業の研究

(2) いじめの早期発見の取組の概要

ア 教職員の「いじめ」に対する観察眼向上

- (ア) ささいな兆候も見逃さない観察眼を身につけるための教職員研修の計画・実施
- (イ) 気になることをすぐに伝えあえる職員間の関係づくり（チームづくり）

イ アンケート調査による早期発見

- (ア) 定期的な「生活アンケート（心のアンケート）」実施
- (イ) アンケート結果の分析・比較・検討

ウ 教育相談活動の充実

- (ア) 教育相談活動の推進
- (イ) スクールカウンセラー（SC）制度の活用・充実
- (ウ) スクールソーシャルワーカー（SSW）制度の活用・充実
- (エ) PTAによる教育相談窓口設置の研究

エ 校内研修の充実

- (ア) いじめの未然防止・早期発見のための年間取組の研修
- (イ) 生徒理解研修
- (ウ) 人権教育研修
- (エ) 生活アンケート分析
- (オ) 情報モラル研修
- (カ) 命の大切さを学ぶ研修（健康教育研修・性教育研修・人権教育講演会）

オ チェックリストの作成

- (ア) いじめの早期発見を促すためのチェックリストの研究・活用
- (イ) 生徒のいじめに対する意識を調査するためのチェックリストの研究・活用

5 いじめに対する措置

(1) 発見されたいじめ事案への対応

「いじめ問題対策マニュアル」（別紙2）に従って対応する。

(2) いじめ問題対策マニュアルの概要

ア いじめが疑われる場合

(ア) いじめが疑われる状況があった場合は、直ちに情報を生徒指導主事（山方教諭）に集め、状況の把握に努める。

- ① いじめられている本人からの訴え
- ② 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ③ 教師の発見、気づき
- ④ 地域の人からの通報、報告
- ⑤ いじめについてのアンケート（年3回実施）による把握

(イ) 事実確認

- ① いじめを訴える生徒からの聞き取り
 - ・ 思いを尊重して最後まで傾聴し、その生徒の立場に立って受容的に聞き取る。
 - ・ 事実と周辺情報を区別する。
 - ・ 具体的な事実（誰に、何を、どうされた）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
- ② いじめをしたとされた生徒、または周辺生徒からの聞き取り
 - ・ 情報源を明かさない。
 - ・ 日常的な二者面談の形で、何かトラブルが起きていないかを聞き出す。
 - ・ 一方的に決めつけた聴き方はせず、生徒の行為を中立の立場で確認する。
 - ・ 事実と周辺情報を区別する。
 - ・ 具体的な事実（誰が、誰に、何を、どうした）や情報（日時・場所・頻度）を収集し、正確に記録・把握する。
 - ・ 感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
 - ・ いじめをしていると思われる生徒には「困っている人がいるので協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など十分な配慮を行う。
 - ・ いじめをしていると思われる生徒には「いじめをしていないのに叱られた」という不満を残さないように配慮する。

(ウ) 現状と認識の共有化

- ① 生徒指導主事（山方教諭）に集められ、整理できた内容は、直ちに教頭を通じて副校長及び校長に報告する。
- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- ③ いじめ防止対策委員会
 - ・ 生徒指導部をはじめ関係部署（学年部等）に指示し、更に正確な情報の収集に努めさせる。

- ・収集できた事実関係や情報を整理して対応レベルを確認し、具体的な対応策の検討協議を行う。
- ・対応レベル
 - A 担任、学年レベル対応（関係修復で対応可能）
 - B 生徒指導部レベル対応（特別指導対応が必要）
 - C 学校レベル対応（重大事態）
- ・プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応できるよう共通理解を図る。

イ いじめ状況の場合

（ア）いじめ防止対策委員会

- ① 情報の収集整理を図り、分析によって明らかになった課題を整理する。
- ② 今後の対応の方針（対応レベル）を決定し、解決への道筋を示す。
- ③ いじめの背景にあるものの本質を検討し、情報共有する。
- ④ 課題に対する具体的な対策を各部署毎に検討するよう指示する。
- ⑤ 各部署で検討した具体策を元に学年会議、または職員会議等レベルに応じた会を開催し、情報を共有するとともに教職員一人一人の役割を明確に示す。
- ⑥ 家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談を的確に行う。その際窓口は教頭に一本化する。
- ⑦ 学校全体で対応しなければならないCレベル状況であると判断される場合は、校長は、県教育委員会に一報を入れるとともに、臨時に拡大委員会を招集し、具体的な対応策を検討する。

（イ）いじめられている（被害）生徒・保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、養護助教諭、教育相談、スクールカウンセラー、部活動顧問等も対応する。
- ③ 学年部、全職員で共通認識を図り、学校として誠実に対応する。
- ④ 保護者には、いじめの事実関係を正確に伝える。
- ⑤ 学校はいじめられている（被害）生徒を守る、という姿勢を示す。
- ⑥ いじめられている（被害）生徒・保護者との信頼関係を構築する。
- ⑦ 不用意な発言をしない。（いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にすることを共通認識として持つ。）
 - i 「このくらいはありますよ」等、いじめは重大な人権侵害であるという認識を欠く発言
 - ii いじめられた（被害）生徒への理解・配慮を欠く発言
 - iii 感性の乏しさを問われる発言
 - iv 自己防衛的な発言
 - v 生徒・保護者に共感を示さない発言

(ウ) いじめている（加害）生徒・保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、学年主任、生徒指導主事、旧担任等も対応する。
- ③ 保護者には、いじめの事実関係だけを冷静に正確に伝える。
- ④ 事実関係の説明時には、保護者の心情に配慮する。
(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安等)
- ⑤ 場合によっては、保護者に対して、いじめに対する正しい認識を促す。
- ⑥ 保護者との共通認識「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」
(被害生徒保護者と加害生徒保護者とがトラブルになったり、学校への不信感に発展しないよう、加害生徒保護者の心理状況に配慮しつつも、被害を受けた生徒の心情・状況を理解してもらうことに、細心の注意を払う。)
- ⑦ 加害生徒のいじめた心情の背景にあるものを、共に探るという姿勢を持つ。
- ⑧ 被害生徒との関係修復のために、いじめられた(被害)生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- ⑨ 具体的な対処法や今後の生活について指導・助言をし、生徒の立ち直りを目指して協力してもらうよう依頼する。
- ⑩ 専門機関の対応が必要な場合は、SC, SSW, 心療内科等専門機関の情報を提供する。

ウ いじめ状況への組織的対応

(ア) いじめ防止対策委員会（座長：生徒指導主事）

- ① 対策部会から上がってきた情報の分析・整理・記録
- ② 対応レベルの検討
- ③ 被害生徒の状況を把握し、必要な援助措置を指示
- ④ 加害生徒の状況・背景を把握し、具体的な指導対応策の検討、立案、対応指示
- ⑤ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討、対応指示
- ⑥ 具体策を職員会議に諮り、全職員の共通認識の下指導に当たる。

(イ) いじめ防止対策拡大委員会（座長：副校長）

- ① いじめ防止対策委員会に上がった事例の背景分析に関する専門的助言
- ② 対応レベルの判断及び対応策の検証
- ③ 事例の内容に応じた具体的な対応策の検討、助言
- ④ 保護者・関係機関等との連携対応策の検討、分析、助言
- ⑤ 事例が深刻な事態にあたるか否かを検討・判断。該当する場合は、校長を通じて熊本県教育委員会に報告し、支援を受けて一体となって調査等対応する。

(ウ) いじめ問題対策部会（座長：各部主任主事）

- ① 生徒指導部は、加害生徒の背景を探る。
- ② 担任・養護助教諭・教育相談は、被害者の聴き取りを進め、背景を確認する。
- ③ 担任は、被害者の保護者との窓口となり、情報を共有する。

(エ) いじめられている（被害）生徒への対応

- ① 傾聴を基本とし、被害者の心理的ケアを十分に行う。
(状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。)
- ② 具体的な支援内容を示し、安心できる状況づくりに努める。
- ③ 学校は絶対的な味方であることを伝え、本人の了解を得ながら対応を進める。
- ④ 安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめられた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤ 交友関係の醸成に重点をおき、人間関係構築の支援を行う。
- ⑥ 自己理解を深めさせ、自分の中にある改善点を克服させる。自立の支援。

(オ) いじめられている（被害）生徒保護者への対応

- ① 基本的には担任が窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、養護助教諭・教育相談・生徒指導主事、旧担任等も対応する。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援と助言を行う。
- ④ 登校に心理的負担感が生じる場合は、いじめの状況に応じて特別の教育的配慮の下、特別の指導計画による学習等対応策を研究する。

(カ) いじめている（加害）生徒への対応

- ① その場での指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導し、加害生徒も人間的成長を果たせるように働きかける。
- ② 心理的ケアを十分に行い、いじめられていた（被害）生徒の辛さに気づかせる。
(状況に応じてスクールカウンセラー・各種専門機関との連携を図る。)
- ③ いじめは絶対にあってはならないことを繰り返し指導する。
- ④ いじめるようになった加害生徒の内面や背景を丁寧に探る。
- ⑤ 正確な事実確認が取れるまでは、一方的に決めつけない。
- ⑥ 本人の不満・不安等の訴えを受容的態度で十分に聴く。
- ⑦ 課題解決のための援助を行う。いじめエネルギーの善用を図る。
- ⑧ 奉仕活動、社会体験等を通して、本人の自己有用感を高めさせる。
- ⑨ 成長に向かって支援するために、生徒と職員の信頼を築く。
- ⑩ 教育上必要があると認められるときは、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

(キ) いじめている（加害）生徒保護者への対応

- ① 原則、担任が対応窓口となるが、一人で処理せず必ず複数の職員で対応する。
- ② 状況に応じて、生徒指導主事、旧担任等も対応する。
- ③ 事実関係聴取後は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者との関係を構築する。
- ④ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的

配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- ⑤ 教育上必要があると認められるときは、生徒に対して、適切に懲戒を加える。
- ⑥ 懲戒を加えるにあたっては、主観的な感情に任せて行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(ク) 周囲の生徒集団（観衆、傍聴者、全校生徒）への対応

- ① いじめは周囲の生徒たちも無関心を装うことで間接的にいじめに加担していることを教え、いじめを未然に防ぐ集団に育て上げる。
- ② 当事者の了解を得て、関係者やクラスに具体的事実を伝え、自分たちが果たすべき役割を話し合わせる。
- ③ いじめられた（被害）生徒の辛さに共感させ、いじめた（加害）生徒も学級集団に受容的に取り込むよう働きかける。
- ④ 傍観していることの意味を自省させ、全生徒に人権意識を芽生えさせる。
- ⑤ 直接いじめを止めることだけが行動ではなく、誰かに知らせることも勇気ある行動だというメッセージを伝える。
- ⑥ 傍観や無関心という意識を転換さえ、友情を基盤とする学級・学年集団を作る。
- ⑦ はやしたてる行為は、いじめに加担し同調する行為であることを理解させる。
- ⑧ 生徒会が中心となり、学級での協議を積み上げさせて全体での合意を図り「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせる。
- ⑨ 職員が意図的・継続的に学級に働きかけ、「寛厚」の精神を行き渡らせる。

(ケ) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

（名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできる。警察の生活安全課等を通じて、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。）

- ② 必要に応じて警察、法務局又は地方法務局に協力を求める。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 県教育委員会等と連携して学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ⑤ 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付など、関係機関の取り組みについても周知し、生徒が悩みを抱え込まないよう配慮する。
- ⑥ SNSや携帯電話のメールを利用したいじめ防止については、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても研修会等で理解を求めていく。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。

(2) 重大事態が発生した場合

学校は、重大事態が発生した場合、校長は、県教育委員会へ事態発生について報告するとともに、学校ではいじめ問題対策部会及びいじめ問題対策委員会を開き、速やかに調査等の措置を講ずる。

(3) 調査を行うための組織の取組

ア 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。また、県教委から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実に努める。

イ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、直接当該本人か

ら十分な聴き取りを行う。

ウ 生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。

エ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

オ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

(4) 事実関係を明確にするための調査

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、事実関係を明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものとする。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、事案の大まかな事実関係の把握等のため、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。(初期調査)

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

(ア) いじめられた生徒の事情や心情に配慮しながら、直接、複数体制で聴き取る。

(イ) 周辺生徒や教職員に対しては、質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(ウ) いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。

(例：質問票を使用することで個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

(エ) 調査後は、上がってきた事実関係を時系列で整理して、分析・確認する。

(オ) いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

(ア) 入院等により聴き取りが不可能な場合は、当該保護者から意見を聴取する。

(イ) 調査に際しては、当該保護者と今後の調査要望・方針についても協議する。

ウ いじめられた生徒の自死という事態が起こった場合

(ア) その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。

(イ) 調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら慎重に聴き取りを行う。

(ウ) いじめが自死の要因として疑われる場合、背景調査は、法第28条第1項に定める調査として対応する。(「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議参照)

エ いじめた生徒への聴き取りをする場合

(ア) いじめた生徒への聴き取りは、決して急がず、いじめた生徒の人権にも配慮し、いじめに至った事情や心情を聴き取るとともに、生徒の周囲の状況や環境、時間的経緯を詳細に聴取する。

(イ) いじめた生徒には、その行為が人権侵害にもなり、不正義で人間として恥ずべき愚かな行為であることを認識させる。

(ウ) 指導や懲戒にもかかわらず、悪質ないじめや暴力などの反社会的行動をとる生徒に対しては、状況に応じて、別室指導等の指導も行う。

(エ) いじめた生徒の保護者に対しても、理解と協力を求めて働きかける。

(5) その他留意事項

ア 事実に基づかない風評防止

- (ア) 重大事態が発生した場合、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることをあらかじめ想定しておく。
- (イ) 校長は、熊本県教育委員会に専門家等の派遣を要請し、生徒や保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- (ウ) 校長は、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に、情報を適切に提供する責任
(学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〈いじめ行為が、①いつ、②誰から行われ、③どのような態様であったか、④学校がどのように対応したか〉について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、説明できるように努める。)
- (イ) 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。
- (ウ) 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (エ) 個人情報保護を楯に、いたずらに説明を怠るようなことがないようにする。
- (オ) 質問紙調査の調査にあたっては、実施前に、調査対象となる生徒やその保護者に「説明実施により得られた結果は、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があること」をあらかじめ説明する。

ウ 調査結果の報告

調査結果については、校長は、県教育委員会に報告する。

7 重大事態の緊急対応【初動対応】

(1) 初動対応の体制整備

ア 体制整備

- (ア) 校長は、生徒が自死を企図する等、重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会を通じて県知事へ事態発生について、報告する。
- (イ) 校長は、「拡大いじめ防止対策委員会」を母体とし、校長を中心とする対応組織を直ちに設置し、初動対応を行う。座長は、校長以外から互選によって定める。
- (ウ) 校長は、対応組織が実効的に機能するように、必要に応じて県教育委員会に指導・助言を求めるとともに、教育委員会から派遣される指導主事等を初動対応に活用する。
- (エ) 校長は、必要に応じて大学教授等の有識者、医師、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等で構成する支援チームの派遣を県教育委員会に要請する。

留意すべき事項

- (ア) 校長は、遺族対応の他、保護者対応、報道対応等で自ら前面に立ち、陣頭指揮をとる。
- (イ) 校長は、対応に追われて本質を見失わないよう、以下の3点を常に意識する。
 - ① 遺族の気持ちに寄り添う
 - ② 二次的な被害を出さない
 - ③ 学校の日常活動の回復
- (ウ) 対応組織は、危機管理を適切にマネジメントする。
- (エ) 初動対応においては、派遣された指導主事等が必要に応じて県教育委員会に状況を報告する。学校は、校長を中心として、事案の対応に専念する。
- (オ) 生徒が自死を企図した事案の初動対応に当たっては、背景（直接のきっかけにとどまらず、自死の企図に繋がった様々な要因）に、いじめの疑いがあるという前提のもと対応する。
- (カ) 自死を企図した生徒の保護者が、「自死を企図した背景にいじめが含まれていないこと」を明確に認識しており、当該生徒に対するいじめの有無についての調査が不必要である旨を明確に意思表示された場合も、早急に「いじめはなかった」と結論づけることは避ける。
- (キ) 対応組織は、客観的で正確な事実を把握し、何が起こったのかが明確に分かるように時系列で記録し、学校や教育委員会の対応も記録しておく。その際5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）の明記を心がけ、憶測や思い込みによる記録とならないよう、留意する。
- (ク) 事案が、その時点で、事故か自死企図によるものか不明の場合も、警察の捜査結果が判明するまでは、対応組織を中心に、いじめの疑いがあるという前提のもと調査・記録・対応を行う。

(2) 遺族への関わり

ア 事実の公表

- (ア) 校長は、自死を企図した子どもの保護者等に対し、心からの弔意または慰謝の気持ちを表す。
- (イ) 対応組織は、保護者等との窓口になる人物に副校長を選任し、対応を一本化する。
- (ウ) 保護者等に対して、学校及び教育委員会の窓口になる人物が副校長であることを伝える。
- (エ) 副校長は、早急に遺族と連絡を取り、事実の公表について相談する。
- (オ) 相談する内容は、自死を企図した事実を他の生徒や保護者、報道機関に伝えることについて。保護者の意向を確認する。
- (カ) 対応組織は、公表の文案を検討・作成し、副校長を通じて保護者等にあらかじめ示し、必ず了解を取ってから行う。

留意すべき事項

- (ア) 自死した生徒の保護者等が「事故死として扱う」と言った場合
 - ① 思いは尊重するという姿勢を保つ。
 - ② 学校が嘘をつくと、生徒や保護者、地域の信頼を失いかねないため、「家族からは〇〇と聞いております」という表現にとどめる。
 - ③ 生徒が、自死であることを知ってしまった場合、対応が難しくなることも予想されること等も説明し、事実の公表については、保護者と協議を続ける。
- (イ) 自死した生徒の保護者が「自死を企図したことを公表しないままで、いじめの有無について調査をしてほしい」という意向の場合
 - ① その調査には限界があることを丁寧に伝える。
 - ② 限界がある中での調査になることを了承してもらう。
- (ウ) 「自死を企図したこと」を他の生徒に伝えて調査等を行う場合
 - 以下の点を保護者等に丁寧に説明し、了解を得てから調査を行う。
 - ① 憶測が口コミやSNS等によって広がる恐れがある。
 - ② 憶測の拡散を防ぐためには、報道機関に正確に事実を公表する必要がある。

イ 通夜葬儀の対応

- (ア) 副校長は、通夜葬儀の対応についても、遺族の意向を確認する。
- (イ) 対応組織は、遺族の意向を受け、通夜葬儀の参列等について、学校の対応方針を協議する。
- (ウ) 校長は、対応組織の協議内容を受けて、学校の対応方針を決定する。
- (エ) 生徒の通夜葬儀への参加についても、遺族の意向を確認、尊重し対応する。
- (オ) 遺族の要望が急に变化した場合でも柔軟に対応できるよう、準備しておく。

留意すべき事項

- (ア) 当該事案にどのような背景があったとしても、学校には「当該学校の生徒の生命を守れなかった」という道義的責任がある。
- (イ) 通夜葬儀の対応に限らず、遺族とのあらゆる関わりにおいて、この道義的責任を意識し、遺族の気持ちに寄り添う。
- (ウ) 対応組織の方針に基づいて、通夜や葬儀について保護者・生徒に知らせる。
- (エ) 通夜は通常夜間に行われるため、保護者の判断で参加させることを周知する。
- (オ) いじめの加害が疑われる生徒がいる場合、その生徒については保護者の理解を求め、弔意を示すことの意味について指導する。

ウ 葬儀後の関わり

- (ア) 学校は、葬儀が終わってからも（月命日に訪ねる等）遺族への関わりを継続する。
- (イ) 副校長は、学校に残された遺品等の取扱について、遺族と話し合い、対応する。
- (ウ) 事案の調査経過や、事案の反省を教訓にした学校の取組等についても、随時、継続して遺族へ情報提供を行う。
- (エ) 自死後も、当該生徒は、学校・学級の一員であるという遺族の気持ちに配慮した対応を心がける。

留意すべき事項

- (ア) 通夜葬儀の後も、当該生徒と関わりがあった教職員等が遺族宅を訪問する等、遺族との関係が途切れないようにする。
- (イ) 深い悲しみの中にある遺族の心情を理解するとともに、自責の念や憤りなど、日々変化し不安定な状態にある遺族の感情についても、丁寧に受け止めるように努める。
- (ウ) 自死した遺族に説明する場合、用語には細心の注意を払う。「死亡による除籍」等、遺族が違和感を抱く用語もあるので、自らを遺族の立場に置き換えて重い気持ちにさせる表現になっていないか点検し、遺族の心情に配慮した用語を心がける。
- (エ) 遺族から専門的なケアの希望が出た場合は、SSWと相談のうえ、遺族と学校の橋渡しができるような専門機関を紹介する。
- (オ) 卒業アルバム、卒業証書等については、遺族の願いを最大限配慮した対応をする。

(3) 情報収集・発信

ア 対応の概要

(ア) 対応組織

- ① 対応組織は、いじめの疑いを前提にした背景調査を速やかに開始する。
 - i 全教職員を対象に「気になっている」「気になっていた」情報を収集する。
 - ii 全教職員から該当生徒関連の物品（提出物・作品等）を収集する。
 - iii 調査開始から3日以内を目途に、聞き取り、収集を完了する。
- ② 対応組織は、収集した情報を、「全教職員が共通認識すべき内容」と「更に情報収集が必要な内容」に整理する。
 - i 収集情報の記録・分析・整理
 - ii 「A 事実」・「B 確からしい」・「C 確かだと確認できない」・「D 確かだと認められない」の4段階に分けて、事実関係を確認する。
- ③ すでにマスコミ等で報道されている場合には、プライバシーへの配慮のもと、出せる情報は積極的に出すという姿勢を持って対応する。
- ④ 対応組織は、保護者や外部からの問い合わせに対応する窓口を、対応組織内に設置する。

(イ) 校長

- ① 校長は、記者会見を行う際は、県教育委員会と一体となって行う。
- ② 校長は、自死の事実を公表するにあたっては、副校長が、あらかじめ遺族から了承をとってから行う。
- ③ 校長は、自死を企図した背景に、いじめや犯罪や重大な人権侵害があったと考えられる場合には、警察や地方法務局等の関係機関に相談、または通報し、早期に連携した対応を行う。

留意すべき事項

(ア) 情報の整理と発信

- ① 「自死かどうか」については、学校では判断しない。遺族等に事実確認し、了解を取ったうえで、正確な情報だけを発信する。
- ② 正確で一貫した情報発信を心がけ、憶測に基づく噂が広がらないように努める。
- ③ 外部に出せる情報と、出せない情報の峻別を明確にし、保護者、生徒、報道機関等への説明に齟齬を来さないように窓口を一本化（副校長）する。
- ④ 情報発信の際の留意点
 - i 発信内容の整理
「発生事実の概要」「対応経過」「今後の予定等」別に事実を整理し、発信内容に対応組織で検討する。また、あらかじめ、予想される質問についても検討し、回答を準備する。
 - ii 発信媒体
「文書で示せる内容」「口頭のみで伝える内容」別に内容を整理し、発信する。

(イ) 情報の取扱い

- ① 「自死の背景」については、初動調査で「いじめの疑いに関係する」情報が出ない場合も慎重に精査し、早期に「背景にいじめの疑いはない」と判断することなく、調査を継続する。
- ② 「いじめの疑いに関係する」情報が上がった場合も、断片的な情報が公開されると（例「前日、同級生とトラブルがあった」等）、そのみが原因であるかのような誤解を招きかねないため、事実に基づいて「出せる情報」と「出せない情報」の峻別は正確に行い、憶測に基づく発信にならないよう慎重に努める。
- ③ 外部の専門家等の助言や支援を受けながら、自死した生徒の心理面や家庭環境等についても情報収集を行う。ただし、その取扱いについては、慎重に行う。

(ウ) 自死の背景に関わる情報

- ① 校長は、「たとえ学校にとって不都合な内容であっても、事実は事実として真摯に向き合っていく」という姿勢を示す。
- ② 校長は、結果として、事案発生前の学校の取組や対応に過失や瑕疵があったと認めることになる情報についても、すべて公表することを前提として向き合う。
- ③ 校長は、正確な情報を発信することにためらい、保護者や生徒、地域からの信頼を失うことがないように、県教育委員会と連携し、必要な情報はタイミングを逃さず公表するように努める。

(エ) 関係機関との情報共有等

- ① 校長は、当該事案に関わるいじめ行為が犯罪行為にあたるかどうかについては、県教育委員会と十分な協議のうえ判断する。
- ② 校長は、日頃から、どのようないじめ行為が刑罰法規に該当するか等について校内で研修の機会等を設け、教職員の理解を深めておく。
- ③ 校長は、日頃から、熊本県学校警察相互連絡制度等を活用し、警察との連携・協力体制の構築に努める。
- ④ 校長は、地方法務局から、人権侵犯事案における被害者救済を図る目的で、調査の協力が求められた場合には、県教育委員会に相談のうえ、必要な情報提供等の協力を行う。
- ⑤ 校長は、日頃から、法務局職員や人権擁護委員による教職員研修等を企画するよう関係職員に指示し、連携強化を図る。

(4) 保護者への説明

ア 対応の概要

(ア) 対応の概要

- ① 保護者向け文書等を適宜発行し、必要情報を知らせる。
 - i 事案の概要および学校の対応
 - ii 今後の予定
 - iii 保護者サポートの内容
 - ・ 子どもへの接し方
 - ・ 校内のカウンセリング体制
 - ・ 外部の医療機関
 - ・ 外部の相談機関 等
- ② 保護者会の準備・対応
 - i 対象は、全校生徒か当該学年かを判断する。
 - ii 事実の説明については、事前に、遺族等の意向を確認し、了承を得る。

留意すべき事項

(ア) 保護者への情報提供

- ① 校長は、保護者に正確な情報を伝えることに努め、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。
- ② 校長は、憶測に基づく噂が広がることを防ぐため、同窓会役員や学校評議員等の学校関係者にも正確な情報を提供する。
- ③ 校長は、育友会役員会等とは、日頃の信頼関係に基づき、正確な情報を提供するとともに必要な協力を依頼する。
- ④ 校長は、遺族には、育友会役員等は中立の立場であることを理解してもらえよう努める。

(イ) 保護者会

- ① 校長は、保護者会の冒頭に「黙祷」を捧げることを担当職員に指示し、全職員・全生徒保護者とともに哀悼の意を表す機会を設ける。
- ② 校長は、関係職員に指示し、保護者会の後半には、スクールカウンセラー等から生徒の心のケアについて講話または指導等を入れるなどの配慮を行う。
- ③ 校長は、保護者の不安に対応できるよう、担当職員に指示し、保護者会終了後には教職員やスクールカウンセラー等が待機し、相談等に乗れるよう配慮する。
- ④ 校長は、窓口の職員を通じて、遺族等に保護者会参加の意向がないかを確認しておく。

(5) 心のケア

ア 対応の概要

(ア) 対応の概要

- ① 対応組織は、生徒、保護者や教職員等に対する「心のケア」について十分な対応を行い、二次被害の防止に努めるための計画を作成する。
- ② 生徒指導主事は、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任等による「ケア会議」を開催し、ケア全体を統括する。
- ③ 「ケア会議」には、必要に応じて関係する担任や部活動顧問、管理職等も加わる。重要事項は対応組織に報告し、情報の共有を図る。
- ④ 対応組織は、自死を企図した生徒のサポートを協議し対応する。兄弟家族が他校にいる場合は、窓口職員をつうじて当該学校とも連携を図る。弟妹が小中学生の場合は、窓口職員は、県教育委員会をつうじて当該市町村教育委員会に市町村立学校のサポートを依頼する。
- ⑤ 校長は、学校に配置しているスクールカウンセラーでは対応が不足する場合は、緊急に教育相談専門員を県教育委員会に要請する。

留意すべき事項

(ア) 相談体制

- ① 対応組織は、心のケア指導を行うにあたり、「カウンセリングを受けることは恥ずかしいことではなく、カウンセラーと話すことで気持ちが楽になること」を生徒に伝え、すべての生徒に心のケアの支援を行う。
- ② 対応組織は、カウンセリング計画の作成にあたり、担当職員に指示し、カウンセリングを受けることが他の生徒に分からないように配慮し工夫する。
- ③ 校長は、「担任等の教職員が、管理職をとおさずスクールカウンセラー等に自由に相談できる機会を保障すること」を、すべての教職員に伝える。
- ④ 校長は、急性ストレス反応とその対応、及び教職員のメンタルヘルスについて、スクールカウンセラーによる研修を、職員会議等の時間を活用して早めに行う。
- ⑤ 対応組織は、自死した生徒と関わりの深かった生徒へのカウンセリングを優先しつつも、広く相談希望者のカウンセリングが受けられるよう体制を整える。
- ⑥ 対応組織は、保護者や生徒からの電話による相談についても対応できるよう、検討し対応する。

(イ) いじめの加害が疑われる生徒への対応

- ① 対応組織は、いじめの加害が疑われる生徒に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施し、本人の状態を確認する。
- ② 対応組織は、①の実践にあたっては、必ず事前に生徒保護者からの了解を得る。
- ③ 対応組織は、加害が疑われる生徒の家庭に対し、関係機関と連携して対応窓口を作り、アプローチを図って、爾後の対応が進めやすい状況を構築する。

(6) 事案発生後の課業日の対応

ア 対応の概要

(ア) 遺族の意向尊重

- ① 生徒への事実の公表
 - i 校長は、遺族の意向に沿って、全校集会等で生徒に自死の事実を伝える。
 - ii 対応組織は、遺族の意向が自死の事実を伝えないでほしいという意向の場合は、伝え方を工夫する。
 - iii 対応組織は、遺族の意向に沿って、生徒の葬儀への関わりについて検討する。
 - iv 校長は、卒業については、遺族の意向が「一緒に卒業させたい」という意向であれば、最大限尊重する。
 - v 対応組織は、当該生徒の遺品・遺作等については十分な配慮をする。

留意すべき事項

(ア) 事実の伝え方

- ① 対応組織は、伝えるべき内容を協議し、具体的に決めたとうえで、伝える方法を検討する。
- ② クラスで伝える場合は、クラスによって伝える内容が変わらないように、そのクラスに即した伝え方を用意する。
- ③ 大きな集会では、パニックが伝染する可能性があるため、全校集会は短く終えて、各クラスでクールダウンの時間を設ける等、配慮をすること。
- ④ 全校集会時においては、会の冒頭に「黙祷」を行うなど、全職員・全生徒とともに哀悼の意を表す機会を設ける。
- ⑤ 校長は、生徒の心情に配慮し、価値観を交えず、遺族の意向を踏まえながら事実をありのままに伝えるメッセージとする。

(イ) 葬儀等への関わり方

- ① クラス担任は、葬儀の場の意味（亡くなった人をみんなで悼み悲しみを共有するとともに大切な場であること）を生徒に伝え、参列する意識を整えさせる。
- ② 生徒の参列は、事前に保護者の了承を得て行う。
- ③ 葬儀に参列しなかった生徒が、そのことで周囲から非難を受けることがないように、対応組織は、十分に配慮する。
- ④ クラス担任は、葬儀に参加する生徒については、事前に葬儀のマナーについても指導を行っておく。また、葬儀に参加する意味についても指導し、葬儀等以外の場面でも不用意・不適當な発言（SNS等での会話を含む）をしないよう、丁寧に指導する。

(ウ) 葬儀後の対応

- ① 対応組織は、いじめの加害が疑われる生徒について、学校内外での状況把握、情報収集を行う。
- ② 対応組織は、スクールカウンセラー等と相談のうえ、適切な時期に、自己の行為の振り返り（自省）を促す機会を設ける。
- ③ 校長は、学校を平常な状態に戻していくにあたっては、遺族に「何もなかったかのように学校教育が行われている」という誤解を生じさせないように、遺族等と継続的な連携を図るよう、副校長に指示する。
- ④ 対応組織は、直接の関わりが少なかった生徒に対しても、学校やクラス単位で振り返る機会を設け、反省や教訓を共有するように努める。また得られた内容は、遺族に了解を得て、将来的な教材化を研究する。
- ⑤ 対応組織は、遺族に当該生徒の遺品（机、いす、本人が使っていた教具教材等も含む）や遺作等を学校に遺したいという意向がある場合は、その保管や掲示の仕方について、配慮し検討する。
- ⑥ 対応組織は、生徒の中にある「亡くなった友達のことを忘れずに一緒に卒業したい」という思いと、「悲しいことは思い出したくない」という思いの両面に配慮しつつ、全体で一緒に卒業するという思いの醸成に努める。

8 背景調査の実施【中期対応】

(1) 初動対応

生徒が自死を企図した自死事案または自死の企図が疑われる自死事案については、その背景にいじめが疑われるか否かにかかわらず、また、当該事案の公表・非公表にかかわらず、事案発生後、直ちに、基本調査と詳細調査からなる背景調査に着手する。

(2) 基本調査の実施

ア 調査の進め方

(ア) 遺族への聞き取り調査

対応組織は、遺族の心情に配慮しながら、今後の接触を可能とする関係性を構築し、当該生徒情報、関連情報を収集する。

(イ) 関係機関との連携

対応組織は、事案を担当した警察や、当該生徒と関わりのあった機関（福祉、医療機関等）との連携を図り、当該生徒の情報を収集し、共有する。

(ウ) 当該生徒資料の収集

対応組織は、校内で日常的に蓄積保存している指導記録の他、当該生徒の作文や作品、教科書、ノート、手帳、プリント、メモ類等調査の手がかりになりそうなものはすべて収集し、確認、保存する。

(エ) 聴き取り調査（教職員）

対応組織は、調査開始（事案発生）から3日以内を目途に、全職員からの聴き取り調査を行う。

(オ) 聴き取り調査（生徒）

対応組織は、状況に応じ、遺族の意向や二次被害の防止に配慮しながら、当該生徒と関係の深い生徒から順次聴き取り調査を適切に行う。

イ 基本調査の分析

(ア) 対応組織は、基本調査で得られた結果をもとに、情報を整理・分析・検討する。

(イ) 情報は、時系列にまとめ、確からしさをレベルごとに振り分け、事実の流れを分析する。

(ウ) 対応組織が収集し、時系列にまとめた事実の情報は、校長をつうじて県教育委員会に事故報告として提出する。

(エ) 事故の背景にいじめが疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、県教育委員会をとおして知事へ報告する。

留意すべき事項

(ア) 遺族への情報提供

① 見通しの説明

校長は、対応組織の基本調査で集まった情報を、どの段階でどの程度説明できることになるか等について、遺族に見通しの説明を行い、遺族の要望や意見を丁寧に聴き取る等、できる限りの説明と配慮を行う。

② 経過報告

校長は、副校長と定期的に遺族宅を訪れ、基本調査の途中経過の説明を誠実にを行う等、主体的に遺族とのコンタクトを取り続け、信頼関係の構築に努める。

(イ) 県教育委員会との連携

① 指導主事等のサポート

基本調査は、対応組織を中心として、本校教職員で行うが、校長は、必要に応じて県教育委員会から派遣された指導主事等のサポートを受けるよう指示する。

(ウ) 生徒への配慮

① 二次被害防止

対応組織は、基本調査において、責任の所在を追及するような二次被害発生の状況を生み出さないように配慮して行う。

② 関係者の心の影響

対応組織は、基本調査にあたっては、事前にスクールカウンセラー等から助言を受ける等、関係者の心の影響について共通認識を図ったのち、調査にあたる。

③ こころのケア

自死した生徒と関わりが深かった生徒については、基本調査の前後にスクールカウンセラー等が関わる機会を設け、心のケアをする体制を整える。

④ 丁寧な調査

いじめの加害が疑われる生徒等については、自責の念や、責任を追及されることへの不安等の様々な感情から、率直に事実を述べないなど、結果として不十分な調査にとどまる可能性があることにも留意し、周辺生徒等も含め、丁寧な調査に努める。

(3) 詳細調査への移行の判断

ア 詳細調査への移行

(ア) 判断基準

- ① 校長は、基本調査の結果を受け、県教育委員会と協議のうえ、詳細調査への移行を判断する。
- ② 判断基準は以下のとおりとする。
 - i 生徒が自死を企図した背景にいじめの疑いがある場合
 - ii 遺族の要望がある場合

(イ) 組織体制

- ① 校長は、対応組織に「自死に至る過程の解明や心理の検証のためにはどのような職能分野の専門家が必要か」について検討するよう指示する。
- ② 校長は、対応組織からの具申を受け、県教育委員会に専門家の派遣を依頼する。
- ③ 校長は、「いじめ問題対策委員会」を母体として、県教育委員会が派遣した専門家を含めた「学校調査委員会」を組織し、県教育委員会と一体となった詳細調査へ移行する。
- ④ 判断基準に該当しない場合等、詳細調査に移行しない場合は、学校は基本調査の内容や収集した調査情報等を保存し、自死の実態調査報告書を県教育委員会に提出する。
- ⑤ 学校及び県教育委員会は、基本調査で得られた情報をもとに検証を行い、必要に応じて再発防止策を検討する。

留意すべき事項

(ア) 調査の先行実施

- ① 学校調査委員会は、詳細調査に移行を決定した場合、直ちに移行準備を始める。
- ② 県教育委員会が派遣する専門家が着任し、正式な学校調査委員会が発足するためには、しばらく時間を要するため、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を行う必要性について、校長は県教育委員会と協議し判断する。

(イ) 遺族への説明等

- ① 遺族が詳細調査を望まない場合でも、背景にいじめの疑いがある事案の場合は、学校及び県教育委員会は、改めて遺族に詳細調査の実施を提案する。
- ② 詳細調査に移行するにあたっては、学校及び県教育委員会は、遺族に次の事項について丁寧に説明し、遺族の要望については十分に配慮し調査にあたる。
 - i 調査の内容や調査の方法
 - ii 調査組織の構成
 - iii 調査に要する概ねの期間
 - iv 入手した資料の取り扱い
 - v 報道機関への情報提供
 - vi 遺族に対する説明の方法

(4) 詳細調査の実施

ア 調査の進め方

(ア) 実施体制

- ① 学校調査委員会は専門性や客観性を担保するため、委員の過半数を外部専門委員等が占めるようにする。
- ② 学校は、当該重大事態の性質や態様に応じた専門家の派遣を県教育委員会に要請する。
- ③ 学校調査委員会に、校長が委員として入る場合は、委員長は外部専門家等が務め、校長としての対応と、委員長としての対応の区別が付くようにする。
- ④ 委員には守秘義務を課し、委員の氏名は特別な事情がない限り公表することを想定しておく。
- ⑤ 学校調査委員会は次の調査を行う。
 - i 基本調査の確認
 - ii 生徒に事実を伝えて行うアンケート調査や聴き取り調査
 - iii 遺族からの聴き取り調査
 - iv 学校以外の関係者への聴き取り
 - v 情報の整理および自死に至る過程や心理の検証
 - vi 今後の自死予防の改善点の提言
 - vii その他 必要と認められる調査等

(イ) 実施方法

- ① 生徒にアンケート調査を実施する場合は、必ず、学校調査委員会で実施前に具体的な方針を立て、内容の検討を行い、調査結果の取り扱い（どのような情報をいつ提供できるのか）について、遺族に説明し、理解を求める。
- ② アンケート調査の結果は遺族に提供する場合があることを踏まえ、慎重に内容の検討を行う。
- ③ アンケート調査や聴き取り調査を行う場合は生徒の記憶が鮮明なうちに、できるだけ速やかに行う。聴き取り調査にあたっては、養護教諭やスクールカウンセラーを同席させたうえで行う等生徒の心のケアの体制を整えて行う。
- ④ 聞き取り調査にあたっては、複数の者でチームを組み、聴き取り、記録等の役割を分担して行う。聴き取り結果の均一性を確保するために、同一メンバーで行うことを原則とする。同一メンバーによる聴き取りが困難な場合は、あらかじめ聴き取り項目について協議し、聴き取り項目リストを作成しておく。
- ⑤ アンケート調査や聴き取り調査の実施にあたっては、生徒および保護者の理解を得て行う。
- ⑥ 実施後のアンケート調査用紙の保管にあたっては、紛失や漏洩がないように細心の注意を払う。

留意すべき事項

(ア) 委員の共通理解等

- ① 学校調査委員会では、最初に法第2条に規定する「いじめの定義」について、全委員で確認する。続けて、調査分析の手順、内容について全委員で確認する。
- ② 学校調査委員会では、調査の早期にいじめの事実認定のための判断基準を定め、分析を進める。
- ③ 委員は、調査の途中で疑義があれば、常に法第2条の定義に戻り、定義に基づいて判断するという姿勢を明確に持つておく。
- ④ 委員は、自死の原因は一つではなく、多くは複数の要因からなる複雑な現象であることを認識し、学校における出来事等学校に関わる背景を主たる調査の対象とするほか、本人の心情を推し量るうえでは、性格や病気等の個人的な背景や、家庭に関わる背景についても調査の対象となり得るという視点をもって調査を行う。
- ⑤ 委員は、自死を企図した当該生徒の声が聴けない場合であっても、遺族や関係機関等に協力を求めながら、あらゆる努力をして情報を収集し、事実がどうであったのかを探求するという姿勢をもって調査にあたる。
- ⑥ 遺族等が警察に被害届を提出したり、告訴したりした場合も、学校調査委員会の目的が、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応ではないことを、委員間で再度共通理解する。

(イ) 遺族への説明等

- ① 学校調査委員会は、常に主体的継続的に遺族と連絡を取り、詳細調査の進捗状況や、その時点での情報提供が可能な調査内容等について丁寧に説明する。
- ② 遺族等の意見要望についても、できるだけ調査に反映できるように努める。

(5) 詳細調査結果のとりまとめ

ア 調査結果のまとめ

(ア) 情報の整理

- ① 事実が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめる。
 - i 当事者として直接体験した（当該生徒に言った、した、当該生徒から直接された、直接聞いた等）という証言
 - ii 当事者ではないが現場で直接体験した（見た、聴いた）という複数証言
 - iii 当事者ではないが、直接的に体験した（見た、聴いた）という単数証言
 - iv 当事者ではなく、間接的に伝聞したという証言
- ② 上の i、ii について事実と認定し、内容を以下のとおり分類して精査する。
 - i 本人の人柄、性格に関する事柄
 - ii 本人の心情に関する事柄
 - iii いじめの可能性のある事柄
 - iv その他
- ③ いじめの認定にあたっては、携帯電話やメモ、事実認定した証言等から当該生徒の心情を分析して判断する。

(イ) 検討過程の記録

- ① 学校調査委員会は、どのような理由でいじめ存在の行為を認めるに至ったか、客観的に整理・分析し、調査分析の手順や内容を明らかにして見解を出す。調査結果をまとめる段階で議論したことは、全て議事録に残す。
- ② 事実が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめる。
- ③ 学校調査委員会は、調査等で得られた情報を基に、判断基準に基づく事実認定を行うが、いじめ行為の認定にあたっては、当該生徒の心情を推し量ったうえで行う。
- ④ 学校調査委員会は、いじめと認定した行為以外の本人を取り巻く様々な要因を分析したうえで、いじめと自死との因果関係について見解をまとめる。
- ⑤ 学校調査委員会は、上記の調査結果について取りまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）の作成を行う。
- ⑥ 調査報告書の内容（目次）については、以下の内容を標準として、学校調査委員会の判断により、当該事案の性質や態様に応じた組み合わせとする。
 - i はじめに
 - ii 要約
 - iii 調査組織と調査の経緯
 - iv 分析評価
 - ・ 調査により明らかになった事実
 - ・ いじめ行為の認定
 - ・ いじめと自死の関連性の評価

- ・ いじめの防止等および自死事案の再発防止に向けた提言 等
 - v まとめ
 - vi おわりに
- ⑦ 学校調査委員会は、調査結果を公表する対象、内容、方法等について、学校および教育委員会と協議のうえ、方針をあらかじめ定める。

留意すべき事項

(ア) いじめの認定

- ① 学校調査委員会が、調査報告書の作成にあたり、いじめ行為の認定を行う際は、当該生徒の心情を斟酌しながら、その行為が与えた心理的負担について専門家等の知見を交えた丁寧な分析を行い、認定に至った手順や過程、根拠を明確に示したうえで、説得力のある説明に努める。
- ② 学校調査委員会は、いじめと自死との関連性については、中立・公平の立場を確保しつつ、各自の持つ専門的見地から多面的、多角的に検討を重ね、見解を導き出す。
- ③ 分からないことについては、率直に記載する。
- ④ 事案発生前の学校の取組や対応に過失や瑕疵があったことを認められるような事実があった場合は、その内容を率直に記載する。

(6) 調査結果についての遺族および県への報告・公表

ア 遺族および県への報告・公表等

(ア) 遺族への説明

- ① 学校調査委員会は、調査報告書の内容を遺族に説明する。
- ② 校長は、調査結果の公表について学校調査委員会の方針を遺族に伝え、了承が得られた場合は、県教育委員会と一体となって記者会見等の対応を行う。

(イ) 知事への報告

- ① 校長は、県教育委員会をつうじて、知事に調査報告（調査結果）を報告する。
- ② 校長は、調査報告書を今後のいじめの防止等および自死事案の再発防止に向けて活用する。

留意すべき事項

校長は、調査結果の遺族への説明および公表については、生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報について十分配慮して行う。

9 基本方針の見直しの検討

(1) 基本方針の改定

毎年生徒の実情に応じて「いじめ防止対策委員会」で検討し改定する。

(2) 基本方針策定状況の確認と公表

本基本方針については、ホームページで公表する。

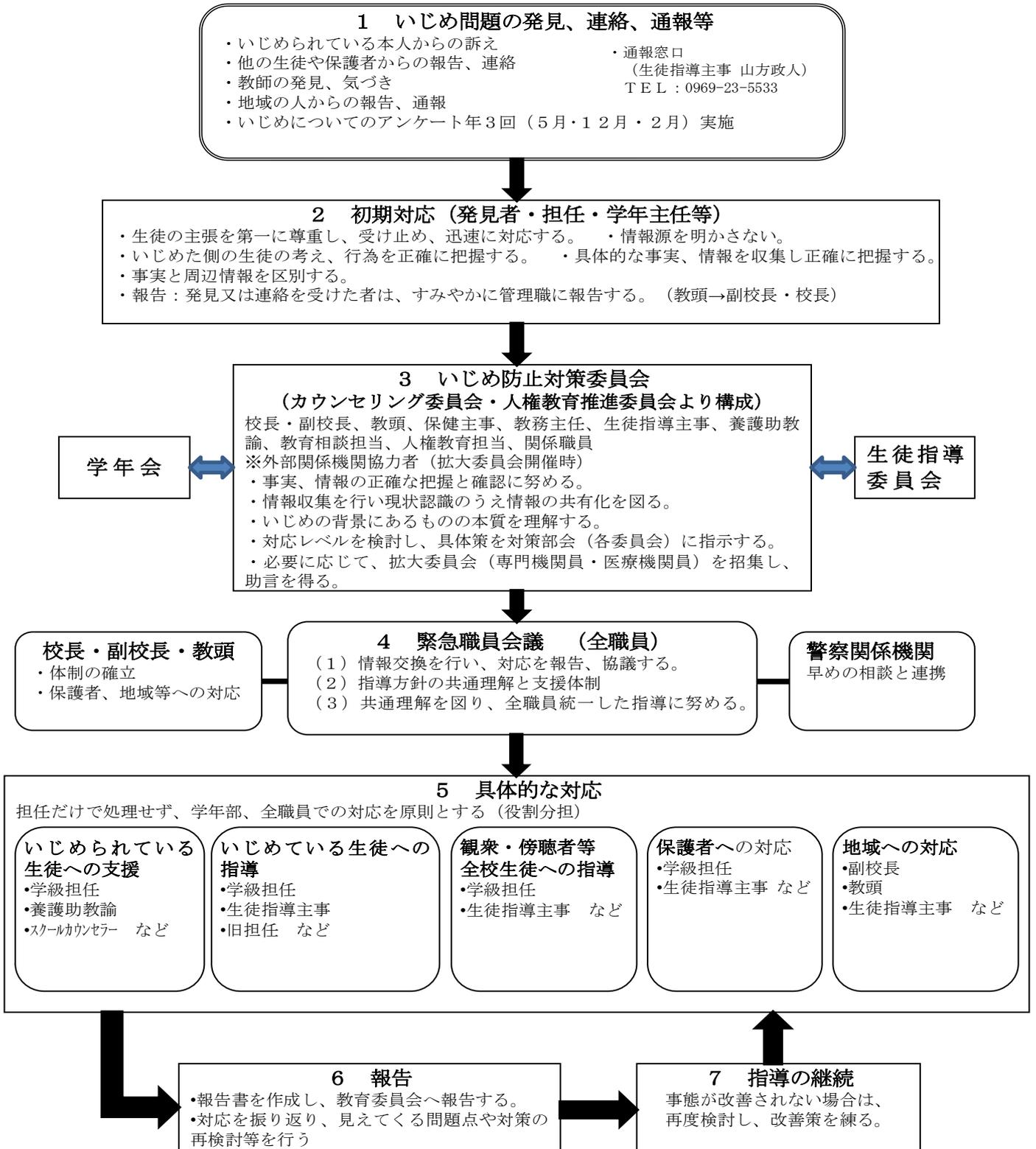
別紙 1 (年間計画：取組・検証・評価・会議・研修等) H 2 7

月	職員会議・研修等	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	○いじめ対策委員会 ※1 (1学期の計画) ○年間指導計画立案 (各分会・教科会) ○職員研修 ※2	○校長、生徒指導部長講話 ○生徒連絡会 (情報の共有)	○面接週間 ○中学校訪問による情報収集
5月	○いじめ対策委員会 ○振興会総会における保護者 向け啓発活動 ※4	○情報モラル教育 ○人権教育LHR (全学年) ○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接 ○いじめについてのアンケート 実施・報告 ※5
6月	○いじめ対策拡大委員会 (外部協力者参加)	○心の絆を深める月間取組 (生徒会活動) ○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接
7月	○いじめ対策委員会 (学期末反省・2学期の計画)	○救命救急講習会 (全学年) ○性教育講演会 (保健部) ○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接 ○生徒理解研修会 (保健部) ※3
8月			
9月	○いじめ対策委員会 ○職員研修	○校長、生徒指導部長講話 ○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接
10月	○いじめ対策委員会	○教育相談・個別面接 ○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接 ○生徒理解研修会 (保健部)
11月	○いじめ対策委員会	○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接
12月	○いじめ対策委員会 (学期末反省・2学期の計画) ○いじめ対策拡大委員会 (外部協力者参加)	○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接 ○熊本県心のアンケート調査実 施・報告 ※5
1月	○いじめ対策委員会 ○職員研修	○校長、生徒指導部長講話 ○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接
2月	○いじめ対策委員会 (年度末反省)	○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接 ○いじめについてのアンケート 実施・報告 ※5
3月	○いじめ対策拡大委員会 (次年度に向けて、外部協力者 参加)	○生徒連絡会 (情報の共有)	○教育相談・個別面接 ○中学校訪問による情報収集

- ※1 緊急対応会議：年間を通して事案発生時には、いじめ対応委員会の緊急対応会議の開催で対応する。
 ※2 職員研修：学期始めに必ずいじめ基本防止方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。
 ※3 生徒理解研修：支援を必要としている生徒等の共通理解を図る。1学期と2学期に行う。
 ※4 育友会総会における保護者向け啓発活動：学校の指導方針を説明し、いじめ防止への協力をお願いする。
 ※5 いじめ実態アンケート：いじめの実態を把握するためのもの。2学期は、熊本県心のアンケート実施に替える。

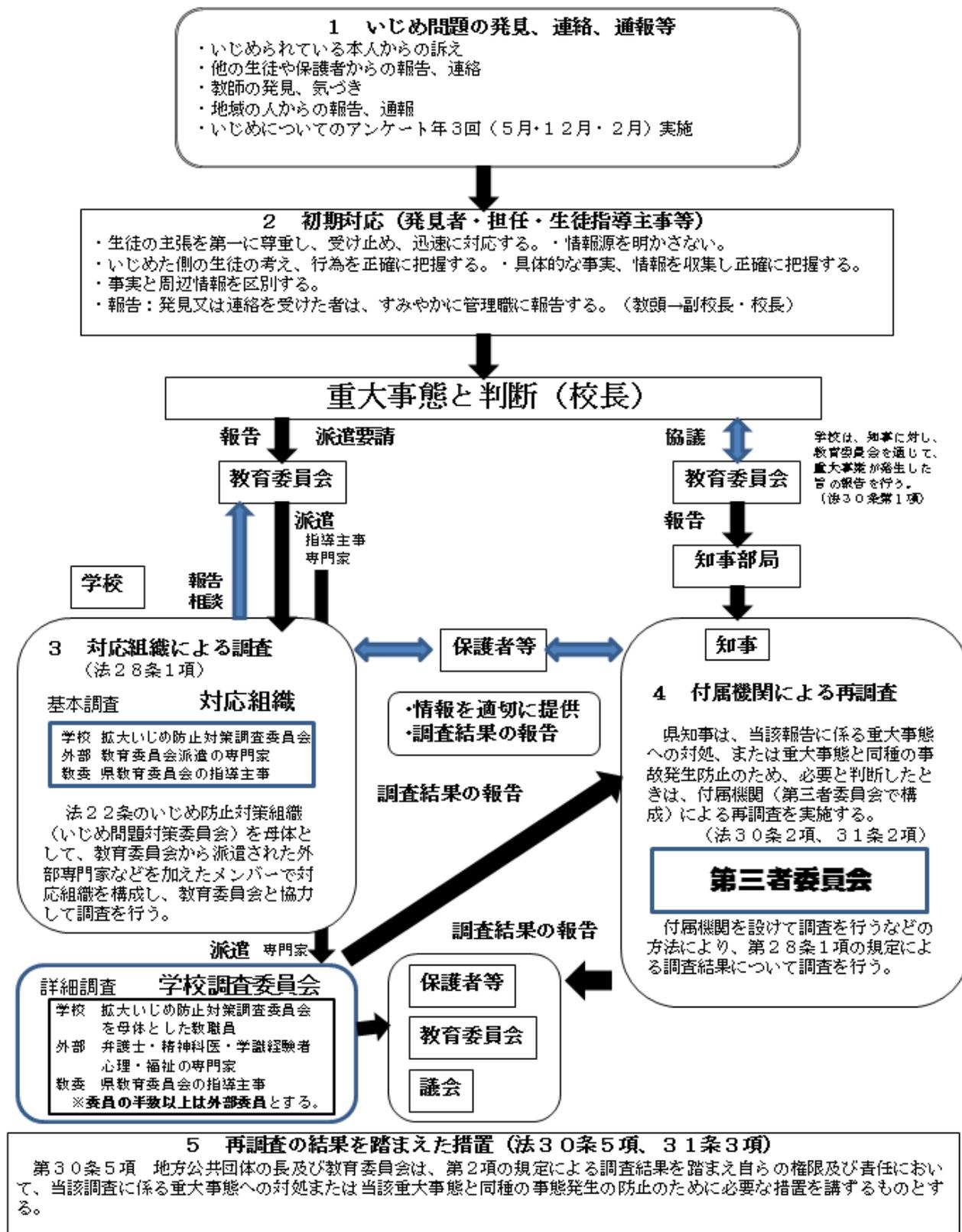
いじめ問題への対応マニュアル(H27)

熊本県立天草高等学校定時制



いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー(H27)

熊本県立天草高等学校定時制



熊本県高等学校 「いじめを許さない」宣言文

前文

今日、“いじめ”というものは、ますます多様化・陰湿化し、本来尊重されるべき個性は軽んじられています。その背景にあるのは、人と人とのつながりの弱さであり、さらには無関心であることです。それが“いじめ”に拍車をかけているのです。

“いじめ”によって苦しんでいる仲間がいます。

人を傷つける権利は誰にもありません。私たちはもう見逃しません。

そこで、私たちは“いじめを許さない決意”をここに宣言します。

宣言

- 一．私たちは、互いの個性を尊重し、相手の立場になって物事を考えます。
- 一．私たちは、思いやりの心を忘れず、仲間の小さな変化に気付きます。
- 一．私たちは、SNS等に頼らず「自分の声」で直接伝え、正しい判断のもと行動します。
- 一．私たちは、学校内での理不尽な人間関係を見過ごさず、対等で信頼できる関係を築きます。
- 一．私たちは、自分から笑顔で挨拶をし、友達の輪を広げます。

平成25年度熊本県「いじめ防止高校生会議」生徒代表

